

運営規程

NPO 法人マザーズサポーター協会理事長 喜田菜穂子

本規程は、協会の目的達成のために行う事業の運営及び会員の活動について、当面のガイドラインとして適用する。

【1】原則

1. 協会は「自立型支援方法の普及」と「マザーズサポーター及びメンターサポートコンサルタントの育成」という設立趣旨に則り、外部からの講演、指導、セッション等の依頼、及び会員からの要請による事業などに対し、積極的に対応していくものとする。
2. 会員は各事業及び活動を通して、自身の取得した技術、知識、ノウハウなどを、この規程に定める方法で外部に広めることとする。
3. 会員が対応する講師やセッション担当者についての選択権は、原則として依頼者にあり、協会としては指定、推薦はしない。ただし、特段の事情がある場合はこれに限らない。

【2】各事業の内容と手順

1. 会員が行う各プロジェクトの主催

(1) 内容

社会的意義が大きく、協会主催として行った方が、今後の発展が見込めると思われる事業について、各プロジェクトが主体となった協会の事業とする。

(2) ルールと手順

1) 主催事業の決定方法

各プロジェクトからの申請及びプレゼンテーションにより、理事会で協議を行って決定する。

2) 運営

運営は、各プロジェクト単位で行うものとし、その具体的な運営方法については、協会の管理の下、それぞれのプロジェクトで決定運営する。

3) 運営委員会

プロジェクトチームは、定期的に理事を含む運営委員会を開き、現状を確認し合うと共に協会の運営について協議を行う。

4) 手数料

各プロジェクトの実施する事業の中で生じる講師派遣やセッションに対する協会への手数料は、紹介事業の手数料に準じるものとする。

3. (2) 5) 参照

5) 契約書の義務付け

個別セッションをする場合、どのようなセッションも事前に協会で定められた契約書を取り交わしてから始めること。

2. 会員が行う各プロジェクト及び個人事業の後援

(1) 内 容

協会認定の有資格会員が行う講演会、セミナー、相談会の実施にあたり会員の行う事業を応援する。

(2) ルールと手順

- 1) 後援を希望する会員は、協会に対して、事前に実施する事業の内容、実施要領などがわかる書面（メール含む）を事前に提示し、承認を受ける。
- 2) 承認を受けた事業については、その事実を広告宣伝に利用するなど広く告知することができる。
- 3) 承認を受けた事業についての、自己のPR活動や営業活動においては、良識ある言動が望まれる。
- 4) 事業運営及び管理の責任は、事業を実施する会員に帰するものとする。
- 5) 会員は、事業の実施にあたり協会の自立型支援方法に関するソフト・コンテンツ（ミッションブックを含む）を使用することができる。
- 6) 会員は、上記ソフト・コンテンツを使用して事業を行い、報酬を得た場合、協会に報告するとともに、使用料として報酬（交通費等の実費は除く）の10%を協会に納めることとする。納める時期は、原則として報酬受領後2週間以内とする。
- 7) 賛助会員が実施する事業には、前項の使用料は発生しない。

3. 外部からの講演、指導、セッション等の依頼への会員の紹介

(1) 内 容

協会宛に、外部からの講演、指導、セッション等の依頼があった場合は、会員へ公募により紹介する。協会宛とは、直接の事務局への電話、メールによる依頼の他、協会ホームページを通じて、個人に依頼が来たものも含むものとする。

(2) ルールと手順

1) 講師またはサポーターの公募

事務担当者が依頼者から依頼内容や条件を聞き、メーリングリスト等で会員に紹介し、公募を行う。その場合、原則として事務局は依頼者の名を公表しないものとする。

2) 応募

応募を希望する会員は、略歴、PR文等必要事項をつけて、期日までに事務局に応募する。

3) 選択・決定

事務局は、応募のあった会員全員を依頼者に紹介し、その中から依頼者に選択してもらう。その結果は、選ばれた会員のみに伝える。

4) 契約

紹介を受けた会員は、依頼者と直接必要事項の打合せを行い、当事者間で契約を結び、報酬も直接依頼人から受取るものとする。

5) 手数料

協会の紹介により、契約が成立した会員は、手数料として以下の金額を協会に納める（口座振込み）。納める時期は、原則として報酬受領後2週間以内とする。

- イ) 講師紹介：講師料（講演料）の 20% *交通費等の実費は除く
- ロ) セッション：セッション料金の 20%
セッションの回数、契約内容により支払い方法及び時期については、その都度協議できるものとする。

6) 講演・指導内容

講演やセミナー等の内容については、依頼者の意図を汲んで決定するものとし、具体的な内容については、協会は事前に相談を受けるものとする。協会は、協会の理念に沿った内容で講演、指導できるよう最大限の努力をする。

4. 会員への営業ツールなどの提供

(1) 内容

マザーズサポーターの普及や個人の営業活動、また会員間の交流のため、会員が必要とするものについて制作、提供する。

(2) ルールと手順

- 1) 協会は会員からの要望により、必要な商品を制作し会員に提供する。
- 2) 制作にあたっては、出来るかぎり会員相互の利益となるよう配慮する。
- 3) 有償、無償、価格などについては、その都度決める。
- 4) 協会が製作した営業ツールの権利は原則として協会に属する。

備考：マザーズサポーター紹介のためのチラシ、契約書のひな形など

【3】 今後予定している協会の事業

上記事業を円滑に行うため、協会は次の事業を行っていく

1. アンケートの実施

参加者又は主催者及び相談者等に対して、協会は適宜アンケートを実施し、会員の質の向上と、今後の事業運営の改善に役立てていくものとする。

2. フォロー体制の整備

1) 相談業務

協会主催又は協会の紹介により行った事業において、トラブルや苦情があったときは、協会は会員の相談に応じ、解決に向け出来る限り協力するものとする。ただし、個々の契約の不履行等によるもの、会員の重大な過失、故意に行ったもの等については、当事者が責任を持つものとする。

2) スペシャリストの紹介

トラブル処理において専門家のアドバイス等が必要な場合は、協会の保有する「スペシャリストバンク」の中から適当な人材を紹介する。

そのため、協会は、会員の協力を得て「スペシャリストバンク」を作成する。

【4】 その他

1. 入会金及び会費

作成：2005.8.20

改訂：2008.4.01

- (1) この法人の当面の入会金及び会費は、次のとおりとする。
 - 1) 正会員 入会金 3,000 円 年会費 10,000 円
 - 2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 一口 100,000 円(一口以上)
 - (2) 前項の規定に関わらず、正会員として、10 月 1 日以降に入会した場合は、初年度の年会費は 5,000 円とする。ただし、特例として、3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に入会し、10,000 円を納入した場合は、その会費を翌年度の会費に充てることができる。
 - (3) 正会員及び賛助会員が継続を希望する場合は、翌年度分を、前年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に納入するものとする。
2. 禁止事項
活動内では、政治・宗教・ネットワークビジネスの営業などを禁止する。
 3. 会員として、常識的な範疇から逸脱して目に余る行為をした場合、除名及び資格を剥奪する場合もある。
 3. この規程は、今後の事業展開の状況に応じて随時改定を行っていくものとする。